

第 7 期

定時株主総会 招集ご通知

Atlas
Technologies

■ 開催日時

2025年3月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

■ 開催場所

東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館 別館B3階 穂高
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

■ 決議事項

第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

■ 目次

第7期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	26
計算書類	36
監査報告	44
株主総会参考書類	52

株主総会ご出席株主様へのお土産はお配りしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Atlas Technologies株式会社
証券コード：9563

証券コード 9563
2025年3月5日
(電子提供措置の開始日 2025年3月4日)

株主各位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
Atlas Technologies株式会社
代表取締役社長 山本 浩司

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://atlstech.com/meeting>

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、インターネットまたは書面（郵送）により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内にしたがって、2025年3月25日（火曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時00分）

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館 別館B 3階 穂高

3. 目的事項

報告事項

1. 第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

第2号議案

取締役3名選任の件

監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトにその旨、修正前の内容および修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後6時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

議決権行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後6時30分入力完了分まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年3月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時00分）

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものと有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものと有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

議決権の行使システム等に
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

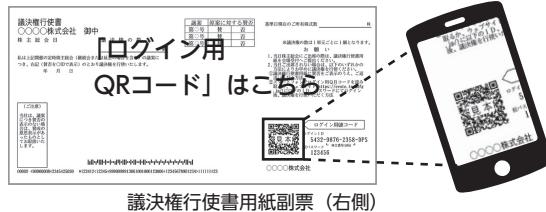
（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

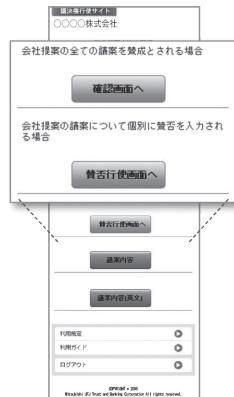
1.QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2.以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



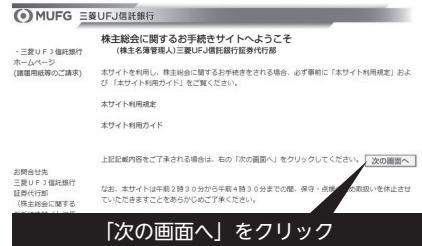
①ご注意

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

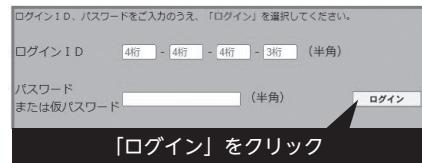
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1.議決権行使ウェブサイトにアクセスする



2.お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費が増加し、設備投資においても持ち直しの動きが見られるなど、国内経済は緩やかな回復傾向にあります。一方で、物価上昇や世界的な金融資本市場の変動、地政学リスクなど、国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いている。

国内DXコンサルティングサービスを取り巻く環境においては、国内コンサルティング市場規模が2025年には1兆2,551億円（出典：IDC「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2021年から2025年（2021年）」）、国内DX市場規模も2030年には8兆350億円（出典：富士キメラ総研「2024デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）にまで拡大し、今後も中期的に右肩上がりで成長が続くものと予想されております。また、海外においても同様に経営戦略及びIT関連のコンサルティング需要が中期的に高まっていくことが見込まれます。

当社グループがコンサルティングサービスを展開する金融業界及びFintech関連業界の多くの企業においては、日々変化する事業環境での生き残りを図るため、新たな価値の創出を模索している状況と推察されます。経営戦略やIT戦略の企画検討及び推進に際しては、イノベーションを実現するIT技術の活用と事業活動上の遵守項目への対応などを両輪かつ効率的に追求するよう迫られており、それらに対するコンサルティング需要は底堅く続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループの事業としては、特にFintech関連事業における顧客のニーズを的確に捉え、既存顧客の深耕及び新規顧客獲得により受注は底堅く推移しております。一方で、更なる新規受注の拡大を見据えた先行投資として、トップコンサルティングファーム出身の執行役員を含めたコア人材や、サービス提供の要となる高い専門性を持ったコンサルタントを積極的に採用しました。銀行・保険・証券といった新規サービス分野におけるコンサルティングサービスの提供体制が整備され、新規受注に向けたパイプラインを着実に積み上げております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,120,772千円（前期比18.1%減）、営業損失は382,641千円（前期は営業利益129,843千円）、経常損失は373,534千円（前期は経常利益128,535千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は852,052千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益75,672千円）となりました。

なお、当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入極度額1,000,000千円の当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越に係る借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第4期 (2021年12月期)	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高	— 千円	— 千円	2,589,774 千円	2,120,772 千円
営業利益 又は営業損失 (△)	— 千円	— 千円	129,843 千円	△382,641 千円
経常利益 又は経常損失 (△)	— 千円	— 千円	128,535 千円	△373,534 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	— 千円	— 千円	75,672 千円	△852,052 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	— 円	— 円	10.59 円	△115.61 円
総資産	— 千円	— 千円	2,756,688 千円	1,937,399 千円
純資産	— 千円	— 千円	2,495,379 千円	1,654,110 千円
1株当たり純資産	— 円	— 円	338.58 円	224.44 円

(注) 第6期より連結計算書類を作成しているため、第5期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第4期 (2021年12月期)	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高	2,187,858 千円	2,806,295 千円	2,589,774 千円	2,029,336 千円
営業利益 又は営業損失 (△)	472,683 千円	627,924 千円	152,837 千円	△238,695 千円
経常利益 又は経常損失 (△)	473,954 千円	614,920 千円	151,528 千円	△228,281 千円
当期純利益 又は当期純損失 (△)	310,825 千円	405,556 千円	98,665 千円	△860,102 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	50.95 円	64.51 円	13.81 円	△116.70 円
総資産	1,143,789 千円	2,853,949 千円	2,741,526 千円	1,891,261 千円
純資産	669,537 千円	2,399,893 千円	2,512,459 千円	1,652,325 千円
1株当たり純資産	109.76 円	338.01 円	340.90 円	224.19 円

(注) 2021年3月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年4月20日付で普通株式1株につき、2,000株の割合で株式分割、2022年2月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月1日付で普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第4期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Kapronasia Singapore Pte. Ltd.	50,000SGD	100%	コンサルティング事業
KAPRONASIA LIMITED	1,282USD	100%	コンサルティング事業

(注) 1. 子会社を通じての間接保有分を含めた出資比率となります。

2. KAPRONASIA LIMITEDは、Kapronasia Singapore Pte. Ltd.の完全子会社で当社の孫会社となります。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と考えております。

① 優秀なコンサルタントの確保

当社グループは、顧客の様々な課題解決ニーズに応えるため、Fintech分野の知識に精通した優秀なコンサルタントの更なる積極的確保が早期に取り組むべき課題であると認識しております。企業規模の拡大のためには、コンサルティング業界やFintech業界から専門性の高い人材の獲得・育成を進めることができが不可欠であり、多様なバックグラウンドを持つ社員のノウハウの共有や育成プログラムを拡充させ、高い提案力、高い課題解決力や高い専門性を持つコンサルタントが育つ環境づくりを促進してまいります。

また、今後の成長推進のため、当社グループのビジョンやミッション等を理解し、スピード感を持って事業を推進することができるコンサルタントを積極的に採用すべく、様々な手法を活用し採用力を強化してまいります。さらに、コンサルタントがより働きやすく成長できる環境を制度面・組織風土の双方から整備することで、育成・定着を図り、経営戦略と連動する人材戦略を策定し、人的資本の高度化につなげてまいります。

② 取引先及び取引額の拡大

当社グループのデジタルソリューション事業は、大手通信キャリアを中心とした顧客からの収益が多くを占めております。業界におけるリーディングカンパニーとの先進的なプロジェクト経験によって得られたFintech事業特有のノウハウ・ナレッジを活用し、主力の決済分野での新規顧客獲得や既往顧客深耕に加え、新規に立ち上げた銀行・証券・保険分野のコンサルティング体制の確立により顧客ポートフォリオの拡大及び取引額の拡大を目指してしております。

収益の安定的な成長に向けては、付加価値提供をさらに追求し、サービスメニューを

拡大するなど、その取り組みを加速してまいります。

- ③ コンサルティング力強化による付加価値向上と大型案件並びに新たな事業・サービスの創出

当社グループは、プロジェクト経験やグローバルにおける最先端動向の研究などを通じて得られる知見のナレッジ化・アセット化を推進しております。それらを踏まえ、顧客の課題解決をさらに追求することや、専門性が求められる様々な新規プロジェクトの獲得及び大型案件獲得の追求をさらに促進してまいります。

また、顧客業界の市場特性や課題解決に直結する分析などの知識や経験を活かして、PMO分野及びITリスク・セキュリティ分野を新規に立ち上げるとともに、全サービスでの高付加価値化を推進してまいります。

- ④ 内部管理体制の強化

当社グループが持続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、内部管理体制の更なる強化が必要であると認識しております。ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保し、持続的かつ健全な成長を図るため、引き続きコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化に取り組み、グループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備してまいります。

- ⑤ 事業拡大を支える財務基盤の構築

当社はこれまで金融機関からの借入を行ったことがなく、資金需要は自己資金により賄い、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に手元流動性を確保してまいりましたが、今後の事業拡大及び事業上の課題への対処により、更なる資金需要が生じると考えております。そのため、資金調達方法の多様化と柔軟な流動性確保を図るため、金融機関との良好な関係を構築し、資金調達が必要な場合には適時適切に対応することを検討いたします。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業	主要製品
デジタルソリューション事業	Fintech関連のコンサルティングサービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

名称	営業所	所在地
当社	本社	東京都千代田区
当社	支店	シンガポール
Kapronasia Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
KAPRONASIA LIMITED	本社	香港

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人數	前連結会計年度末比増減
66名	21名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

②当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	24名増	41.2歳	1.6年

(8) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 24,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,370,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 2,192名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
山本浩司	4,958,200 株	67.27 %
小椋祐治	260,000	3.52
楽天証券株式会社	134,200	1.82
株式会社SBI証券	121,700	1.65
吉川直樹	96,500	1.30
みずほ証券株式会社	70,000	0.94
SMB日興証券株式会社	63,300	0.85
松田佳子	30,000	0.40
村山詠一	29,600	0.40
J. P. Morgan Securities plc	25,872	0.35

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第1回新株予約権

決議年月日	2020年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45 (注)
新株予約権の行使期間	2022年6月20日～2030年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45 資本組入額 23 (注)
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、諸般の事情を考慮のうえ、当社が認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、死亡後10ヶ月以内に相続人が確定したとき、当社が諸般の事情を考慮のうえ、当該権利者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合には、当該権利者の相続人は、当該権利者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を本要項に従って行使することができるものとする。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 2021年3月15日開催の取締役会決議により、2021年4月20日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を、2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年4月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220 (注)
新株予約権の行使期間	2023年5月1日～2031年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110 (注)
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、諸般の事情を考慮のうえ、当社が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、死亡後10ヶ月以内に相続人が確定したとき、当社が諸般の事情を考慮のうえ、当該権利者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合には、当該権利者の相続人は、当該権利者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を本要項に従って行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 浩 司	—
取 締 役	石 川 豊 明	—
取 締 役	松 尾 茂	株式会社ヤマノホールディングス 社外取締役
監 査 役	岡 崎 将 真	株式会社AirX 監査役
監 査 役	中 山 茂	株式会社CS-C 取締役 (監査等委員)
監 査 役	吉 田 昌 弘	株式会社lecture 監査役

- (注) 1. 取締役松尾茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岡崎将真氏、中山茂氏及び吉田昌弘氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役松尾茂氏、監査役岡崎将真氏、中山茂氏及び吉田昌弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役吉田昌弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役、執行役員。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保証するものであります。贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。また、保険料は全額当社が負担しております。

（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査役の個人別の報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

a. 基本方針

各取締役の報酬等の内容の決定については、当社のガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に適切な報酬水準を設定し、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するものとします。

具体的には、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考にするとともに、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績と連動した報酬体系とし、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえた固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及びストックオプション（新株予約権）による非金銭報酬から構成するものとします。

なお、社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとします。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬については、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとします。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定するものとします。

c. 業績運動報酬に係る業績運動指標等の内容及び額または数の算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績運動報酬（賞与）の総額は、株主総会決議において承認された取締役の報酬限度額から、支給済の基本報酬を差し引いた金額の範囲内において、売上高、営業利益などの業績指標の目標達成度に応じて決定するものとします。

d. 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定方針

中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して、株主総会決議において基本報酬及び業績運動報酬とは別枠で承認を得た報酬限度額の範囲内において、ストックオプションを付与いたします。各取締役の新株予約権の内容、個数及び付与する時期等については、当該取締役の職責、在任年数、業績等を総合考慮して決定いたします。

e. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

基本報酬と業績運動報酬の割合は、各々の報酬の性格並びに事業環境等を勘案しながら職責に準じて決定するものとし、そのおよその目安は、9：1（業績指標の目標達成度が100%以上の場合）とします。なお、非金銭報酬については、当社の業績等を勘案し、上記の各報酬とは別枠で、適切な割合において支給することとします。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の第三者への委任に関する事項

各取締役の個人別の基本報酬、業績運動報酬及び非金銭報酬の額については、株主総会決議において承認された報酬限度額の範囲で、取締役会にて決定します。取締役会決議にあたっては、透明性及び客觀性を高めるため、独立社外役員が委員の過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえるものとします。

g. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬については、年額を12等分し、毎月支払うものとします。

業績連動報酬（賞与）については、毎年の定時株主総会終了後、すみやかに支払うものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2022年3月29日開催の第4期定時株主総会において年額150百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内と決議しており、当該株主総会の終結時点での取締役及び監査役の員数は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、独立社外役員が委員の過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会において原案を審議したうえで、取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針を決議しています。

取締役会は当事業年度についての取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に基づき、指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえたうえで決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	70,953 (7,200)	70,953 (7,200)	—	—	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	86,553 (22,800)	86,553 (22,800)	—	—	8 (6)

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松尾 茂	取締役就任後の当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、上場企業において経理・財務部門の要職を歴任した豊富な財務知識と企業経営経験に基づいて、投資家の視点・投資家との対話を意識した意見及び提言を積極的に行っております。
監査役	岡崎 将真	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また監査役会15回のすべてに出席し、大手企業の業務監査及び内部統制、海外における監査業務に関する経験を活かし、助言等を行っております。
監査役	中山 茂	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、また監査役会15回のすべてに出席し、これまでに法曹として培った高度な専門知識と企業法務に関する豊富な実務経験に基づき、独立した立場から、積極的に意見及び助言並びに質問等を行っております。さらに、会計監査人・内部監査部門との連携にも積極的に取り組んでおります。
監査役	吉田 昌弘	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また監査役会15回のすべてに出席し、公認会計士、税理士としての会計税務に関する経験、専門知識に基づき、独立した立場から、積極的に意見及び助言並びに質問等を行っております。さらに、会計監査人・内部監査部門との連携にも積極的に取り組んでおります。

(注) 取締役松尾茂氏の兼職先である株式会社ヤマノホールディングス、監査役岡崎将真氏の兼職先である株式会社AirX、監査役中山茂氏の兼職先である株式会社CS-C、監査役吉田昌弘氏の兼職先である株式会社tectureと当社の間には、特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,400千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するために必要な体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制として、2021年8月18日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、また、Kapronasia Singapore Pte.Ltd. の子会社化に伴って、2023年8月14日開催の取締役会において当該方針の一部変更を行い、当社グループとしての内部統制システムの運用を行っております。この基本方針の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の業務執行が法令や定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役会規程に則って適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに、当社グループの取締役等の業務執行を監督し、法令や定款に違反する行為を未然に防止する。
- b. 取締役は、コンプライアンス規程に則って、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- c. 取締役は、当社グループに関し重大な法令・定款違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス規程に則って取締役会（当社子会社にあっては当社の所管部署）に報告し、外部専門家と協力しながらその是正を図る。
- d. 当社は、当社子会社を含む適切なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため、社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役は、社外の客観的な視点を踏まえた大局的な判断を行う。
- e. 当社取締役は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について適切に評価・報告を行う。
- f. 当社監査役は、当社グループの取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティ管理規程に則って情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録・電子署名等への対応を図るとともに、取締役会議事録・経営会議議事録・稟議等は、文書管理規程に則って保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理規程を定め、代表取締役社長を統括責任者として当社子会社を含めた総合的な危機管理体制を構築・整備し、その推進を図る。当社子会社にあっては、当該当社子会社の代表者をリスク管理責任者とし、当該子会社のリスク管理責任者は、リスク管理統括責任者に適時に報告し、必要に応じてその指示を受けるものとする。
 - b. 各組織及び当社子会社において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスク程度に応じた対策を講じることにより、リスクの回避や低減措置を図る。
 - c. 当社子会社を含めた経営に影響を及ぼす重要なリスクについては経営会議等でリスクを協議し、決定された対応方針に基づいて、主管部署が関連部署または当社子会社の関連部署と協同して必要な対策を実施する。
 - d. 緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、リスク管理規程に基づいて、人命を尊重し、地域社会への配慮と貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とする危機管理を推進する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 当社または当社子会社のいずれにおいても、各社で定める職務分掌規程及び職務権限規程（当社子会社が定めるこれに準ずるものを含む。）において明確化された職務分掌及び権限に基づく高度な分業体制によって、業務を推進する。
 - b. 当社にあっては、当社の職務の執行（当社子会社に関するものであって当社グループの経営に重大な影響を及ぼすものを含む。）に関する重要事項については、定期的に開催される経営会議において共有及び議論を行い、その議論の内容を踏まえ、取締役会において意思決定する。また、当社子会社にあっては、当社経営企画ユニットとの事前協議内容を踏まえ、取締役会において意思決定する。
 - c. 当社または当社子会社の取締役会（当社子会社における同様の組織を含む。）の決議事項、経営会議の審議事項は、執行役員、ディレクター等の執行に関する組織機構を通じてすみやかに各部署に伝達され、業務が執行される。
 - d. 当社または当社子会社の業務運営状況について、各社の内部監査（当社子会社にあっては当社の内部監査部門を含む。）を実施してその状況を把握し、改善を図る。

- ⑤ 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- コンプライアンス規程（当社子会社が定めるこれに準ずるものを含む。）に則って、当社グループにおける事業活動における法令遵守と、倫理的行動をより高める施策を推進する。
 - 法務ユニット（当社子会社における同様の組織を含む。）は、コンプライアンス推進やハラスメント防止の教育を行うとともに、各部門におけるコンプライアンスやハラスメントに関するリスク管理を支援する。
 - 内部統制システムの実効性を確保するため、社外に内部通報相談窓口を置き、当社グループの不祥事の未然防止、早期発見、再発防止に努める。
 - 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。
- ⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
- 関係会社管理規程を定め、当社経営企画ユニットが統括し、当社グループの経営に重要な影響を及ぼす可能性のある当社子会社の意思決定については当社の事前協議及び当社の事前承諾を必要とするとともに、一定事項については当社子会社による当社に対する報告事項とすること等により、隨時、当社子会社の業務執行のモニタリングを行い、定期的に取締役会への報告を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、必要な員数及び求められる資質の検討その他の当該使用人の任免に関する事項、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保した体制とする。
 - 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に服する旨を、取締役及び従業員に対して周知徹底する。

- ⑨ 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要会議に出席し、業務執行と管理にかかわる情報・内部統制の実効性にかかわる情報を適時に入手できる体制を構築・運用する。
 - b. 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対し、法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。
 - c. 監査役は、取締役や執行役員等の業務執行責任者に直接、業務執行についての報告を求めることができる。
 - d. 取締役、執行役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れ、あるいは著しい損害を及ぼす事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為またはその恐れがあることを発見が判明した場合には、口頭、電話、社内SNSなどによってすみやかに監査役に報告する。
 - e. 監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けないことを保証する。
 - f. 監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うにあたっては、会計監査人や内部監査担当者との連携を図るとともに、当社または当社子会社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員及びディレクター等の重要な使用人と定期的に会合を持ち、意見を交換することによって監査の実効性を高める。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制整備の状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨むことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応細則を定めて反社会的勢力に対して一切の利益の提供を行わない取り組みを推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当事業年度は、取締役会を合計15回開催いたしました。取締役会の平均開催時間は2時間を超え、いずれの回においても社外役員を含む取締役及び監査役は、高い出席率のもと、付議事項について活発な審議を尽くしました。

② リスク管理について

当社は、「リスク管理規程」のもと、グループ全体のリスクを一元的に管理する体制を整え、運営しております。

当社及び当子会社の代表者をリスク管理責任者と定め、経営に関する重要なリスクの把握・評価・分析及び対応策を経営会議等で協議し、決定された対応策を推進するとともに、リスク管理責任者は隨時、対応策の進捗状況を確認・フォローしております。

③ コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンスに関する行動の基準として「コンプライアンス規程」を定め、チーフコンプライアンスオフィサーを任命して、当社グループの全役員及び全従業員にコンプライアンス意識の浸透と適切な行動の徹底を図っております。

当事業年度においては、コンプライアンス推進及び情報セキュリティ強化を目的として2ヶ月間にわたり「推進月間」を設け、ハラスメント防止、ISMS新規格の概要及び情報セキュリティ向上のための行動についてe-ラーニング研修と理解度テストを実施いたしました。また、定期的に内部通報相談窓口の目的と体制を全従業員に周知いたしました。

④ 監査役の職務執行について

監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」、「監査計画」に基づき、監査の方針、職務の分担等に従って監査を実施しております。また、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席するほか、監査法人、取締役、執行役員、内部監査担当者と定期的に会合を持ち、情報交換を行うことで、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備状況やその運用状況等を確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、内部留保を充実し、収益基盤の強化及び収益力拡大のための投資に充当することが最大の利益還元につながるとしております。こうした考えのもと、創業以来配当は実施しておらず、今後も当面は無配とし内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金については、引き続き、財務体質を強化し、人材獲得及び育成等の事業拡大のための投資に活用する方針であります。

将来的には、内部留保の充実状況及び当社を取巻く事業環境を勘案のうえ、株主に対する安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいりますが、現時点においては配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,913,187	流 動 負 債	283,288
現 金 及 び 預 金	1,655,024	買 掛 金	139,871
売 掛 金	206,819	未 払 金	62,691
仕 掛 品	10,581	前 受 金	34,495
未 収 還 付 法 人 税 等	17,158	そ の 他	46,229
そ の 他	23,603		
固 定 資 産	24,211	負 債 合 計	283,288
有 形 固 定 資 産	461	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	461	株 主 資 本	1,637,382
投 資 そ の 他 の 資 産	23,750	資 本 金	681,600
繰 延 税 金 資 産	7,540	資 本 剰 余 金	671,600
そ の 他	16,210	利 益 剰 余 金	284,213
		自 己 株 式	△31
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	16,728
		為 替 換 算 調 整 勘 定	16,728
		純 資 産 合 計	1,654,110
資 産 合 計	1,937,399	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,937,399

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額		
売 上 高			2,120,772
売 上 原 価			1,714,707
売 上 総 利 益			406,064
販売費及び一般管理費			788,705
営 業 損 失			382,641
営 業 外 収 益			
受 取 利 息			443
為 替 差 益			7,779
雜 収 入			1,075
営 業 外 費 用			9,298
雜 損 失			191
経 常 損 失			373,534
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損			308
固 定 資 産 除 却 損			102
減 損 損 失			483,799
484,210			
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			857,745
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			1,708
法 人 税 等 調 整 額			△7,401
△5,692			
当 期 純 損 失			852,052
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			852,052

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式
当 期 首 残 高	681,600	671,600	1,136,266	—
当 期 変 動 額				
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△852,052	
自 己 株 式 の 取 得				△31
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△852,052	△31
当 期 末 残 高	681,600	671,600	284,213	△31

	株 主 資 本	その他の包括利益累計額		純資産合計
	株 主 資 本 合 計	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,489,466	5,913	5,913	2,495,379
当 期 変 動 額				
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△852,052			△852,052
自 己 株 式 の 取 得	△31			△31
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		10,814	10,814	10,814
当 期 変 動 額 合 計	△852,083	10,814	10,814	△841,268
当 期 末 残 高	1,637,382	16,728	16,728	1,654,110

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

a. 連結子会社の数 2社

b. 連結子会社の名称

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.
KAPRONASIA LIMITED

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.及びKAPRONASIA LIMITEDの決算日は3月31日
であります。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えることから、9月末
現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によ
り算定)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2～4年

③重要な引当金の計上基準

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する仕掛品と相殺表示しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、国内及び海外の顧客に対して、Fintech領域のコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスを提供しております。本サービスに係る顧客との契約は、原則として準委任契約による役務提供であり、その履行義務はサービス提供期間にわたって充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、顧客から受託する履行義務に成果物が指定される契約にあっては、当該成果物に対する検収をもって履行義務が充足されるため、当該検収を取得した一時点で収益を認識しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,268千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	1,000,000 千円
借入実行残高	– 千円
差引額	1,000,000 千円

(3) 損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金881千円を相殺表示しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した金額

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
シンガポール (Kapronasia Singapore Pte. Ltd.)	その他	のれん	483,631
	事業用資産	工具、器具及び備品	168
合計			483,799

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、連結子会社であるKapronasia Singapore Pte. Ltd.の事業領域において当初想定していた超過収益力を見込めなくなつたことから、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社グループは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを11.7%で割り引いて算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	7,370,000	—	—	7,370,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金が生じた場合は銀行借入により調達する方針であります。また、一時的な余剰資金については預金により保有しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきストラテジックマネジメント本部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち55.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」及び「買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,655,024	—	—	—
売掛金	206,819	—	—	—
合計	1,861,843	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	合計
一時点で移転されるサービス	99,326
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,021,445
顧客との契約から生じる収益	2,120,772
その他収益	—
外部顧客への売上高	2,120,772

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	321,051	206,819
契約負債	28,559	34,495

連結貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額
1株当たり当期純損失

224円44銭
115円61銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,867,050	流 動 負 債	210,720
現 金 及 び 預 金	1,630,678	買 掛 金	139,871
売 掛 金	199,705	未 払 金	28,045
前 払 費 用	19,648	未 払 費 用	22,516
未 収 還 付 法 人 税 等	16,530	そ の 他	20,286
そ の 他	487	固 定 負 債	28,216
固 定 資 産	24,211	関係会社事業損失引当金	28,216
有 形 固 定 資 産	461	負 債 合 計	238,936
工具、器具及び備品	461	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	23,750	株 主 資 本	1,652,325
関係会社長期貸付金	27,962	資 本 金	681,600
貸 倒 引 当 金	△27,962	資 本 剰 余 金	671,600
繰 延 税 金 資 産	7,540	資 本 準 備 金	671,600
そ の 他	16,210	利 益 剰 余 金	299,156
		そ の 他 利 益 剰 余 金	299,156
		繰 越 利 益 剰 余 金	299,156
		自 己 株 式	△31
		純 資 産 合 計	1,652,325
資 産 合 計	1,891,261	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,891,261

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額		
売 上 高			2,029,336
売 上 原 価			1,646,627
売 上 総 利 益			382,708
販売費及び一般管理費			621,403
営 業 損 失			238,695
営 業 外 収 益			
受 取 利 息			997
為 替 差 益			8,757
雜 収 入			850
営 業 外 費 用			10,604
雜 損 失			191
経 常 損 失			228,281
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損			308
固 定 資 産 除 却 損			102
関 係 会 社 株 式 評 価 損			580,315
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額			28,216
貸 倒 引 当 金 繰 入 額			27,962
税 引 前 当 期 純 損 失			636,904
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			865,186
法 人 税 等 調 整 額			2,317
当 期 純 損 失			△7,401
			△5,084
			860,102

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					自己株式	
	資本剰余金	利益剰余金		その他 利益剰余金 合計	利益剰余金 合計		
	資本準備金	資本剰余金 合計					
当期首残高	681,600	671,600	671,600	1,159,259	1,159,259	—	
当期変動額							
当期純損失				△860,102	△860,102		
自己株式の取得						△31	
当期変動額合計	—	—	—	△860,102	△860,102	△31	
当期末残高	681,600	671,600	671,600	299,156	299,156	△31	

	株主資本	純資産合計
	株主資本 合計	
当期首残高	2,512,459	2,512,459
当期変動額		
当期純損失	△860,102	△860,102
自己株式の取得	△31	△31
当期変動額合計	△860,134	△860,134
当期末残高	1,652,325	1,652,325

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する債権の帳簿価額を超えて当社が負担することとなる損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社はデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、国内及び海外の顧客に対して、Fintech領域のコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスを提供しております。本サービスに係る顧客との契約は、原則として準委任契約による役務提供であり、その履行義務はサービス提供期間にわたって充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、顧客から受託する履行義務に成果物が指定される契約にあっては、当該成果物に対する検収をもって履行義務が充足されるため、当該検収を取得した一時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	27,962 千円
関係会社事業損失引当金	28,216 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

連結子会社であるKapronasia Singapore Pte. Ltdについて、当該関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の支払能力を総合的に勘案したうえで、回収不能見込額を貸倒引当金、損失負担見込額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収不能見込額及び損失負担見込額に用いた主要な仮定は、支払能力であります。当該評価にあたっては、足元の実績をもとに会計上の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,101千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため当事業年度より取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	1,000,000 千円
借入実行残高	— 千円
差引額	1,000,000 千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

売上高 1,588 千円

売上原価 5,929 千円

販売費及び一般管理費 945 千円

営業取引以外の取引高 742 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	— 株	77株	— 株	77株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	378 千円
一括償却資産	318 千円
貸倒引当金	8,562 千円
関係会社株式評価損	177,692 千円
関係会社事業損失引当金	8,639 千円
税務上の繰越欠損金	71,479 千円
その他	33 千円
繰延税金資産小計	267,103 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△62,219 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△194,894 千円
評価性引当額小計	△257,114 千円
繰延税金資産合計	9,989 千円
繰延税金負債	
倒産防止共済	2,449 千円
繰延税金負債合計	2,449 千円
繰延税金資産純額	7,540 千円

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Kapronasia Singapore Pte. Ltd.	所有直接 100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付 利息の受取(注1)	27,962 742	関係会社長期貸付金(注2)	27,962

- (注) 1. 資金の貸付については、市場水準を勘案して利率を決定しております。
2. 当該貸付金に対し、27,962千円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において、27,962千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	224円19銭
1株当たり当期純損失	116円70銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

Atlas Technologies株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西口昌宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山中尚平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Atlas Technologies株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Atlas Technologies株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

Atlas Technologies株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西口昌宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中尚平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Atlas Technologies株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、Atlas Technologies 株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査実施計画を定め、各監査役からその監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

(2) 監査役の監査の方法及びその内容

① 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査実施計画に従い、取締役等及び他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）については、各監査役は、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人からその監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システム（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

Atlas Technologies株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）岡崎 将真
監査役（社外監査役）中山 茂
監査役（社外監査役）吉田 昌弘

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当
1	山本 浩司	〔再任〕	代表取締役社長 CEO
2	石川 豊明	〔再任〕	取締役 COO
3	まつ松 尾茂	〔再任〕	社外取締役

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況			所持する 当社の株式数
1	やまもと こうじ 山本 浩司 (1981年10月17日) 再任	2008年 2月 2011年 6月 2014年 4月 2018年 1月	有人宇宙システム株式会社 入社 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 出向 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社 (現 SBペイメントサービス株式会社) 入社 当社設立 代表取締役社長 CEO(現任)		4,958,200株

取締役候補者とした理由

山本浩司氏は、2018年の創業以来一貫して代表取締役を務め、強いリーダーシップを発揮して新たなコンサルティング領域の開拓とグローバル化を指揮しております。当社グループのガバナンス強化や業務執行に対する監督を適切に行い、持続的な価値向上を目指すにあたって適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	いしかわ とよあき 石川 豊明 (1958年12月3日) 再任	<p>1983年 4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行</p> <p>1998年 7月 プライスウォーターハウス 日本法人 入社</p> <p>2001年11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社 入社 パートナー</p> <p>2005年 9月 フェア アイザック コーポレーション日本代表</p> <p>2007年 3月 ベリングポイント株式会社 入社 マネージングディレクター</p> <p>2008年 1月 PwCアドバイザリー合同会社 パートナー</p> <p>2008年 2月 あらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所 代表社員</p> <p>2011年 7月 PricewaterhouseCoopers International Limited US NewYork office パートナー</p> <p>2012年12月 Ernst and Young Luxemburg パートナー</p> <p>2012年12月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 出向</p> <p>2014年 4月 EY フィナンシャル・サービス・アドバイザリー株式会社 代表取締役社長</p> <p>2017年 1月 Ernst and Young UK パートナー</p> <p>2017年 1月 EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社 取締役</p> <p>2019年 2月 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 副社長パートナー</p> <p>2020年10月 キャップジェミニ株式会社 執行役員副社長</p> <p>2023年11月 当社執行役員 COO</p> <p>2024年 3月 当社 取締役 COO(現任)</p>	0株

取締役候補者とした理由

石川豊明氏は、国際的なコンサルティングファームにおいて要職を歴任し、豊富な専門知識と幅広い経験を有しております。中期経営計画の達成を目指すにあたり、これらの知見と経験をもって適切に業務執行を担う人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
3	まつお しげる 松尾 茂 (1963年8月18日) 再任	<p>1987年4月 富士通株式会社 入社</p> <p>1999年4月 Fujitsu Thailand Co., Ltd. 出向(財務責任者)</p> <p>2004年9月 富士通株式会社 経理部 担当部長</p> <p>2004年10月 同社 電子デバイス事業本部 第二経理部長</p> <p>2008年3月 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社 出向</p> <p>2011年1月 富士通株式会社 財務経理本部 ディレクター</p> <p>2012年10月 同社 財務経理本部 シニアディレクター</p> <p>2014年7月 日本電産株式会社(現 ニデック株式会社) 入社 CFO戦略室部長</p> <p>2014年10月 同社 CFO戦略室長</p> <p>2015年5月 同社 汎用モーター事業本部 CFO</p> <p>2016年7月 同社 GMS事業部 CFO兼管理統括部長</p> <p>2017年3月 株式会社SHIFT 取締役副社長</p> <p>2017年10月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director</p> <p>2020年6月 株式会社ヤマノホールディングス 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年3月 当社 社外取締役(現任)</p>	0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

松尾茂氏は、富士通株式会社や日本電産株式会社において経理・財務部門の要職を歴任し、株式会社SHIFTにおいては取締役副社長を務め、豊富な財務知識と企業経営経験を有しております。これらの知識と経験に加えて、独立した立場かつ投資家の視点を意識した助言・提言をいただくことは当社の企業価値向上に大きく寄与するものであることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

松尾茂氏は社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山本浩司氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定される役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、その内容の概要は事業報告14ページおよび15ページに記載のとおりです。当該契約の被保険者の範囲は取締役、監査役および執行役員となっています。山本浩司氏、石川豊明氏、松尾茂氏は、すでに当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含まれることになります。なお、当社は、当該契約を保険期間終了後も更新することを予定しております。
4. 松尾茂氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、松尾茂氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低限度額を限度とする契約を締結しております。同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役岡崎将真氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、坂爪紀之氏は岡崎将真氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況		所 有 す る 当社の株式数
さかづめ のりゆき 坂 爪 紀 之 (1981年4月24日) 新任	2005年12月 2012年7月 2013年1月 2017年2月 2018年11月 2018年11月	中央青山監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所 システム監査/会計監査部 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 入社 FinancialAdvisory部門 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合 同会社 入社 FinancialAdvisory部門 VicePresident Deloitte Touche Tohmatsu Singapore駐在 FinancialAdvisory部門 Associate Director SAKAZUME CONSULTING PTE. LTD.設立 Managing Director(現任) 坂爪公認会計士事務所 設立 所長(現任)	0株

社外監査役候補者とした理由

坂爪紀之氏は、公認会計士として企業等の会計監査業務に携わり、財務・会計およびM&Aに関する高度な知識と豊富なアドバイザリー経験を有しております。これらの経験によって培われた財務・会計、内部統制システムに関する深い知見に基づいて、当社経営に対する適正な監査を実施する社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新任社外監査役候補者といたしました。

独立性に関する事項

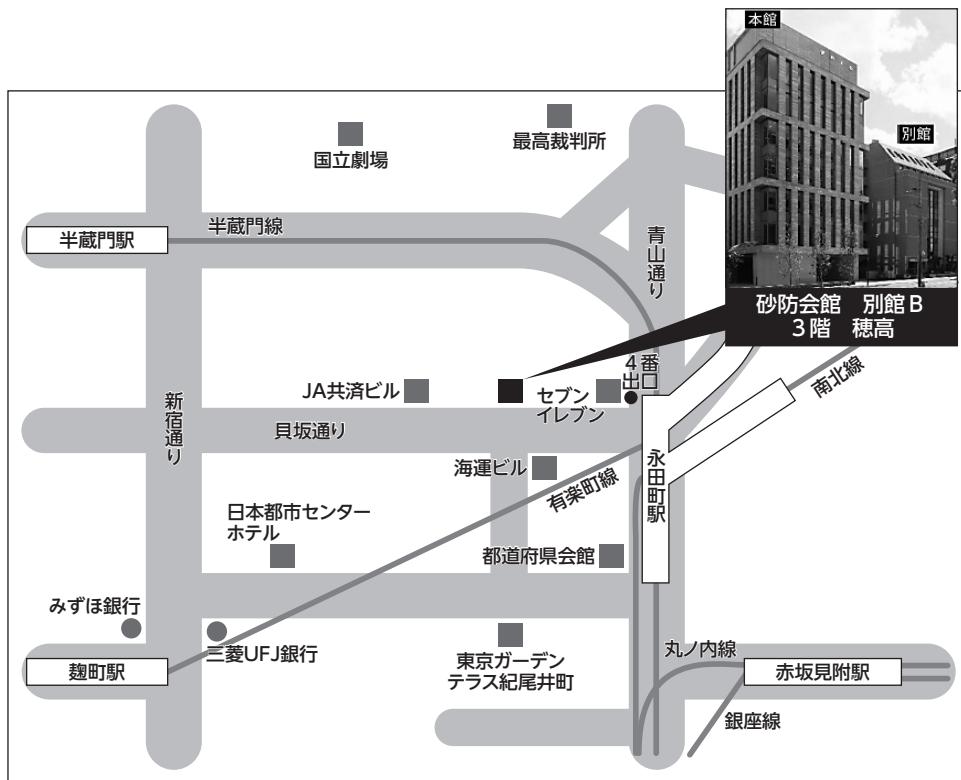
坂爪紀之氏は社外監査役候補者であります。本議案が原案どおり承認可決された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂爪紀之氏が監査役に選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定される役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、その内容の概要は事業報告14ページおよび15ページに記載のとおりです。当該契約の被保険者の範囲は取締役、監査役および執行役員となっています。本議案が承認可決された場合、坂爪紀之氏は被保険者に含まれることになります。なお、当社は、当該契約を保険期間終了後も更新することを予定しております。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会 場：東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館 別館B 3階 穂高



交 通

- 地下鉄（有楽町線／半蔵門線／南北線）
「永田町」駅・4番出口より徒歩1分
- 地下鉄（銀座線／丸ノ内線）
「赤坂見附」駅より徒歩8分